

J 1 ・ J 2 クラブライセンス交付規則
運用細則

1. 総則

1-1 [目的]

- (1) 本運用細則は、J1・J2クラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）第5条の定めに基づきJ1ライセンス、J2ライセンスまたはAFCライセンス（以下、J1ライセンスおよびJ2ライセンスを併せて称する場合は「J1・J2ライセンス」といい、すべてを総称する場合は「J1・J2ライセンス等」という）の審査基準、審査手続および申請フローについて定めるものである。
- (2) AFCライセンスの審査基準、審査手続はJ1ライセンスと同様であるが、日程は交付規則別表2「AFCライセンス 申請フロー」に従う。各書類の提出期日は、CLAが別途定める。

1-2 [定義]

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

1-3 [遵守義務]

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

1-4 [提出方法および連絡方法]

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーがCLAに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する方法は、原則として電子システムによるものとする。ただし、CLAより別途指示がある場合にはこの限りではなく、その場合には、電子システム以外の電磁的方法または書留郵便もしくは宅配便（追跡調査が可能なものに限る）のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、LMおよびCLAがライセンス申請者またはライセンシーに対して連絡・通知を行う方法方法は、電子システムその他の電磁的方法または書留郵便もしくは宅配便（追跡調査が可能なものに限る）のいずれかによるものとする。

1-5 [期限]

本運用細則において定められた期限が営業日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう）以外の日であるときは、期限は翌営業日に延長されるものとする。

1-6 [立証責任／証拠方法]

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書（電子システムにより提出された情報を含む）とする。

2. 運用細則

2-1 [競技基準の運用細則]

交付規則第32条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

| 基準 番号 | 等級 | 項目と運用細則 |
|----------|----|---|
| S.01 | A | <p>アカデミープログラム (Youth Development Programmes)</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ライセンス申請者がJリーグアカデミーマネジメントプラットフォームにてアカデミープログラムをJリーグに提出する。 (2) 提出期限は原則として6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。ただしライセンサーが別の提出期限を定めた場合は、その提出期限に従う。 <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査は以下の点について行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準S.01を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>③ 提出書類の記載内容に遺漏があり、必須事項がすべて記入されていないとき</p> <p>4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項 基準 S.01(1)⑧に定める「アカデミー選手のための医療面のサポート」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと同じ内容のサポートを実施することが望ましい。</p> |
| S.02 | A | <p>選手の育成体制（アカデミーチーム）</p> <p>1. 提出書類と期限 基準S.01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準S.01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準S.01の判定に包含する。</p> |
| S.03 | A | <p>選手の医療面でのケア</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項第12条に定める「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書式の提出日は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査 C L Aは、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。</p> <p>3. 判定 (1) ライセンス申請者が、登録選手全員分のJリーグメディカ</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>ルチェック報告書を提出した場合は、基準S.03を満たすものとする。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準S.03を満たさないものとする。</p> <p>① Jリーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を提出した場合</p> <p>③ 13歳以上のすべての選手（Jリーグメディカルチェック報告書を提出した選手を除く）について年に1回の健康診断の受診がなかった場合</p> <p>④ トップチーム選手に対する総合的な医療保険の補償が行われなかった場合</p> <p>4. 基準S.03におけるその他の遵守事項および注意事項</p> <p>メディカルチェックを受診していない選手は、Jリーグ規約第100条の定めに基づくJリーグへの登録を行うことができない。</p> |
| S.04 | A | <p>教育プログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、Jリーグが主催し、J F A 審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他A F Cが求めるテーマに関するイベントやセッション（以下「ルール講習会等」という）に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。</p> <p>(2) 新人選手については、シーズン開幕前に実施される「Jリーグ新人研修会」で行われるルールテストに合格する。</p> <p>(3) 第1項に関しては、提出期限を6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。前項に関してはライセンス申請者からの提出物はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は以下の点について行われる。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>(1) ルール講習会等の出席者リストが期限までに提出されたかどうか</p> <p>(2) 「Ｊリーグ新人研修会」におけるルールテストの合否</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S.04を満たさないものとする。</p> <p>① ルール講習会等に出席した者のリストの内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までにルール講習会等に出席した者のリストを提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 新人選手の中で、ルールテストに合格しなかった者がいるとき</p> |
| S.05 | B | <p>選手登録</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>Ｊリーグが別途確認するため、ライセンス申請者からＣＬＡに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) ＣＬＡは、当該ライセンス申請者が、選手全員分の登録が行われているか否かを確認する。</p> <p>(2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が選手登録を適切に行っていなかった場合は、本基準は満たさないものとする。</p> |
| S.06 | B | <p>人種的平等の実践</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者からの提出物はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>ＣＬＡは、当該ライセンス申請者の対象者が、Ｊリーグの指定した人種的平等に対するプログラムを受講したかどうかを確認する。</p> <p>3. 判定</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S.06を満たさないものとする。</p> <p>① 人種の平等に関してJリーグが指定するプログラムを受講せず、かつ、C L Aからの指示に従わなかったとき</p> <p>② 基準S.06に定める内容が実施されていないことが判明した時</p> |
| S.07 | B | <p>グラスルーツプログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、グラスルーツプログラムの実施報告をJリーグに提出することで、活動の実績を証明する。</p> <p>(2) 実施報告は、原則ライセンスを申請した日の属するシーズンの前のシーズンの実施結果を対象とするものとし、提出期限は6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は以下の点について行われる。</p> <p>(1) グラスルーツプログラムの実施報告が期限までに提出されたかどうか</p> <p>(2) 基準S.07に定める内容が含まれているかどうか</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S.07を満たさないものとする。</p> <p>① グラスルーツプログラムの実施報告の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までにグラスルーツプログラムの実施報告を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 基準S.07に定める内容が実施されていないことが判明したとき</p> |
| S.08 | C | <p>セーフガーディング</p> <p>ライセンス申請者は、基準S.08に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）までにC L Aに提出できる。</p> |
| S.09 | C | <p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、基準S.09に該当する事例をまとめた書類</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | | や資料等がある場合は、6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。 |
| S.10 | C | <p>企業の社会的責任（CSR）プログラム</p> <p>ライセンス申請者は、基準S.10に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。</p> |
| S.11 | C | <p>クラブユースアカデミー（Club Youth Academy）</p> <p>ライセンス申請者は、基準S.11に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。</p> |

2-2 [施設基準の運用細則]

交付規則第33条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

| 基準 番号 | 等級 | 項目と運用細則 |
|----------|----|--|
| I.01 | A | <p>公認スタジアム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムに関して、提出日から2年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームスタジアム確認書」（書式I-01-1）</p> <p>② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」（書式I-01-2）</p> <p>③ 基準I.01の例外適用を申請する場合、ライセンス申請者が押印して作成された「例外適用申請書」</p> <p>④ 基準I.01の例外規定の適用を受けている場合は、例外適用について理事会から承認されたことを証する書面、及び、例外適用の条件を満たしていることを証する書面</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、ともに6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>④ 提出書類の内容に基づき、審査対象となったスタジアムが「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たしているか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>3. 判定</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する場合は、基準I.01を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアムが「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たさないため、Jリーグ公式戦を開催することができないとき。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない</p> <p>(2) 前項にかかわらず、基準I.01(2)においては、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目についてのみ、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、J 1・J 2ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、基準I.01の例外適用が理事会で承認された場合は、基準I.01を満たしているものとする</p> <p>イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに工事完了・供用開始し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合</p> <p>ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合</p> <p>② 前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ 1またはJ 2に昇格したときは、ライセンス申請者は、当該昇格決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。かつ、当該昇格決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、工事完了し、供用開始が行われなければならない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のJ 1・J 2ライセンス申請時</p> |
|--|--|--|

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生し、やむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>③ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ2に昇格した後に、J1ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない</p> <p>④ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格した後に、第2号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I.01の例外適用は効力を失う。ただし、翌年以降のライセンス申請において整備計画の提出等が行われた場合は、理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>⑤ 第1号口の例外規定に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格したときは、以後の同一カテゴリーのライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p> <p>4. 基準I.01に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、第21条第1項の定めにかかわらず、対象シーズンのJリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。</p> <p>(2) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムがAFCチャンピオンズリーグの試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、AFCが留保する。</p> <p>(3) 基準I.01の例外申請が認められた場合、当該例外申請による猶予期間中のライセンス申請における本基準の判定は、例外規定の適用要件の充足状況を確認することにより行う。</p> |
| I.02 | A | <p>スタジアムー安全性の認可</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準I.01に対する提出書類のほか、ライセンス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。</p> |

| | | |
|------|-----|--|
| | | <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.02に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I.02を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I.02に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p> |
| I.03 | A | <p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>1. 提出書類と期限 基準I.02と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I.02の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準I.02の判定に包含する。</p> |
| I.04 | A・C | <p>トレーニング施設</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>① 「トレーニング施設調査票」（書式I-04-1）</p> <p>② 基準I.04(2)の記載内容を満たすことを明らかにする資</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>料、または提出日から2年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「トップチームの練習場に関する確認書」（書式I-04-2）</p> <p>③ 基準I.04の例外適用を申請する場合、ライセンス申請者が押印して作成された「例外適用申請書」</p> <p>④ 基準I.04の例外規定の適用を受けている場合は、例外適用について理事会から承認されたことを証する書面、及び、例外適用の条件を満たしていることを証する書面</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.09に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する場合は、基準I.04を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I.04に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p> <p>(2) 前項にかかわらず、基準I.04においては、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、J1・J2ライセンス申請時にJ1またはJ2昇格決定後3年以内に到来する最終のJ1・J2ライセンス申請時までに工事を完了し供用開始が行</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>われていることを文書で約束した「例外適用申請書」を提出し、基準I.04の例外適用が理事会で承認された場合は、基準I.04は満たされているものとする</p> <p>② 前号の例外規定に基づきライセンス申請者がJ2に昇格した後に、J1ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない</p> <p>③ 第1号の例外規定に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格した後に、第1号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I.04の例外適用は効力を失う</p> <p>④ 第1号の例外規定に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格したときは、以後の同一カテゴリーのライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p> <p>4. 基準I.04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I.04の審査対象となったトレーニング施設が第21条第1項の定めにかかわらず、J1・J2ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、翌年の1月31日の時点で工事完了し、供用開始が行われていなければならない。</p> <p>(2) 基準I.04(1)にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境を備えた施設を意味し、基準I.04(2)③および基準I.04(4)⑤にいう「クラブハウス」または基準I.04(4)④にいう「室内または屋根付きのピッチ」を含むがこれらに限られない。</p> <p>(3) 基準I.04(1)にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具を有する部屋を意味し、基準I.04(2)③および基準I.04(4)⑤にいう「メディカルケアスペース」を含むがこれらに限られない。</p> <p>(4) 基準I.04において「常時使用できる」とは、ライセンス申請者が指定したトレーニング時間において常に使用可能であることを意味する。</p> <p>(5) 基準I.04(2)および基準I.04(4)において「専用」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができ、ライセンス申請者は当該施設内でトレーニングスケジュールをすべて実施</p> |
|--|--|---|

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>できるものであって、当該施設が専らライセンス申請者の利用に供されていることを意味する。</p> <p>(6) 基準I.04 (2)および基準I.04 (4)において「優先的に利用できる」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができるが、トレーニング施設所有者等との契約または協定等により、ライセンス申請者以外の第三者による利用が認められていることを意味する。なお、ライセンス申請者は、当該施設内でトレーニングスケジュールのすべてを実施できない場合は、優先的に利用できる同様の施設を複数個所確保することによって、トレーニングスケジュールをすべて実施できるようにしなければならない。</p> <p>(7) 基準I.04 (2)および基準I.04 (4)に記載のある施設および設備は、すべて同一の敷地内にあるかまたは近隣区域内にあって実質的に同一の敷地内であると評価できるものであることを要する。</p> <p>(8) 基準I.04 (2)および基準I.04 (4)における「メディカルケアスペース」に定められた各設備は、同一室内にある必要はないが、近くに集約されており、複数の設備を短時間内に使用できることを要する。</p> <p>(9) 基準I.04 (2)③および基準I.04 (4)⑤各号に定める各施設、設備が、複数の施設に設置されているような場合は、ライセンス申請者は、基準I.04に対する提出書類を、当該施設すべてについて提出しなければならない。</p> <p>(10) 基準I.04 (1)、基準I.04 (2)および基準I.04 (4)にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が設置されていることが望ましい。</p> |
| I.05 | A | <p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準 S.01の提出書類をもとに審査を行うため、基準I.05のために個別に提出する書類はない。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、CLAからライセンス申請者に対して指示があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。</p> <p>① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所</p> |

| | | |
|-------|-----|---|
| | | <p>有を証明し、施設の詳細を明示した書式</p> <p>② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式（使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書等）および施設の詳細を明示した書式</p> <p>(3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準S. 01に対する提出書類と同一の日とする。</p> <p>2. 審査 基準S. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 05を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>4. 基準I. 05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I. 05にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよう、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。</p> <p>(2) 基準I. 05にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッチまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。</p> <p>(3) 基準I. 05にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋内の部屋またはスペースのことを指す。</p> |
| I. 06 | B | <p>スタジアム：基本原則</p> <p>1. 提出書類と期限 基準I. 02と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I. 02の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準 I. 02の判定に包含する。</p> |
| I. 07 | A・C | <p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> |

| | | |
|------|-----|--|
| | | <p>1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I.01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準I.01の判定に包含する。</p> |
| I.08 | B・C | <p>スタジアム：衛生施設</p> <p>1. 提出書類と期限 基準 I.01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査基準 I.01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) 判定は基準I.01の判定に包含する。ただし、基準I.10(3)およびI.08(4)においては、審査対象であるスタジアムの客席数を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、基準I.08(3)においては、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① 審査対象であるスタジアムの客席数の60%（小数点以下を切り上げる）を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）</p> <p>② 前号による計算の結果、基準 I.08(3)または(4)の基準を充足することとなる場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする</p> <p>(3) 前項にかかわらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準 I.08(3)を充足する目的が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 本基準の審査にかかわらず、ライセンス申請者およびスタジ</p> |

| | | |
|------|-----|---|
| | | <p>ーム所有者は基準 I.08(4)の充足に近づくよう、衛生施設数の増加に最大限の努力を行うとともに、トイレ全体数に占める洋式トイレの割合を少なくとも半数以上にするようにしなければならない。</p> |
| I.09 | B・C | <p>スタジアム：屋根</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I.01の審査に包含する。 3. 判定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 判定は基準I.01の判定に包含する。 (2) 前項にかかわらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準I.09(1)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。 4. 基準I.09に関するその他の遵守事項および注意事項 基準I.09の定めにかかわらず、スタジアムの改修または新設工事を行う場合は、ライセンス申請者、スタジアム所有者（または施工主）、Jリーグの三者は、観客席のすべてを屋根で覆うことができるよう、工費や工法、工程等について協同して最大限の検討を行い、その実現に向けた最大限の努力を行うものとする。 |

2-3 [人事体制・組織運営基準の運用細則]

交付規則第34条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。
 なお、各基準に明記のない限り、基準P.02から基準P.19および基準P.23からP.26に定める役職についての兼務は認められない。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

| 基準 番号 | 等級 | 項目と運用細則 |
|----------|----|--|
| P.01 | A | <p>クラブ事務局</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会社概要表および担当者一覧表 ② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表(書式自由) ③ ライセンス申請者の組織図(書式自由) <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日(AFCライセンスにおいては3月31日)とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.01は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき |
| P.02 | A | <p>代表取締役または代表理事</p> <p>1. 提出書類と期限</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>基準P.01および基準L.02の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出する書類はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.02は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>代表取締役は、基準P.11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P.03 | A | <p>ファイナンスオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する書類の提出のほか、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者</p> <p>② 以下のいずれかの資格を有する者</p> <p>イ. 公認会計士</p> <p>ロ. 税理士</p> <p>ハ. 中小企業診断士</p> <p>二. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（A F Cライセン</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>スにおいては3月31日)とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 必要な資格を保有していないことが判明した場合</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>ファイナンスオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P. 04 | A | <p>ヒューマンオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、ヒューマンオフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日(A F Cライセンスにおいては3月31日)とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② ヒューマンオフィサー登録がないことが判明したとき</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) ヒューマンオフィサーとしての登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。</p> <p>(2) 基準 P. 04にいう「人事及び労務管理に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、人事担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) ヒューマンオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P. 05 | A | <p>オペレーションオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、オペレーションオフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② オペレーションオフィサー登録がないことが判明したとき</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) オペレーションオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。</p> <p>(2) 基準P. 05の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの運営担当（正）もしくは運営担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) オペレーションオフィサーは、基準P. 06のセキュリティオフィサー、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P. 06 | A | <p>セキュリティオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、以下のいずれかに該当する資格を有するか又はセキュリティオフィサーとして登録があること。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明書を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 必要な資格を有していないことやセキュリティオフィサー登録がないことが判明したとき</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) セキュリティオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席（本基準P.06第1項第1号①②を提出したものについては除く）しなければならない。</p> <p>(2) 基準P.06にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) セキュリティオフィサーは、基準P.05のオペレーションオフィサー、基準P.10のホームタウンオフィサーおよび基準P.11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P.07 | A | <p>メディアオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、メディアオフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② メディアオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) メディアオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準P.07にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブの広報担当（正）もしくは広報担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) メディアオフィサーは、基準P.10のホームタウンオフィサーおよび基準P.11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。 |
| P.08 | A | <p>事業オフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、事業オフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 <p>2. 審査</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 事業オフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 事業オフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。</p> <p>(2) 基準 P. 08にいう「マーケティング関連業務（事業担当）に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ブランド価値の向上 ② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理 ③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理 ④ 法人営業管理 ⑤ マーチャンダイジング管理 ⑥ イベント管理 ⑦ スタジアムに関係する商業活動の管理 ⑧ その他toB事業拡大に関わる活動の管理 <p>(4) 事業オフィサーは、基準P. 10ホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務でき</p> |
|--|--|---|

| | | |
|------|---|--|
| | | る。 |
| P.09 | A | <p>マーケティングオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、マーケティングオフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② マーケティングオフィサー登録がないことが判明したとき</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) マーケティングオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。</p> <p>(2) 基準 P.09にいう「マーケティング関連業務（マーケティング担当）に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ① ブランド価値の向上 ② 集客・チケットング・ファンクラブ管理 ③ オウンドメディア・SNSメディア管理 ④ ECサイト管理 ⑤ イベント・プロモーション管理 ⑥ OTT利用促進管理 ⑦ ファンデベロップメント管理 ⑧ その他、toC事業拡大・マーケティング関わる業務の管理 <p>(4) マーケティングオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p> |
| P. 10 | A | <p>ホームタウンオフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、ホームタウンオフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② ホームタウンオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) ホームタウンオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。</p> <p>(2) 基準P.10にいう「ホームタウン活動関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブのホームタウン担当（正）もしくはホームタウン担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) ホームタウンオフィサーは、基準P.2から基準P.11までの役職と兼務できる。</p> |
| P.11 | A | <p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、コンプライアンス・オフィサーとして登録があること。</p> <p>(2) 前項にいう書類の提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② コンプライアンス・オフィサー登録がないことが判明したとき</p> <p>③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) コンプライアンス・オフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、「担当者適一覧表」に必要事項を記入し、C L Aに提出しなければならない。</p> <p>(2) コンプライアンス・オフィサーは、基準P. 02から基準P. 10の各役職と兼務できる。</p> |
| P. 12 | A | <p>医師（メディカルドクター）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P. 01の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 必要な資格を有していないことが判明したとき</p> <p>③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>Jリーグ規約第52条の定めにより、Jクラブは、すべての試合にドクターを同行し、原則としてベンチ入りさせなければならない。</p> |
| P. 13 | A | <p>メディカルスタッフ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>基準P.01の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 必要な資格を有していないことが判明したとき</p> <p>③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> |
| P. 14 | A | <p>トップチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該監督が基準 P.14の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> |
| P. 15 | A | <p>トップチームのコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準P.15の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> |
| P.16 | A | <p>育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）が基準P.16の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）は、JリーグアカデミーマネジメントプラットフォームにてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.17のアカデミーチーム監督と兼務できる。</p> |
| P.17 | A | <p>アカデミーチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該監督が基準 P.16の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>アカデミーチーム監督は、JリーグアカデミーマネジメントプラットフォームにてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.16の育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）と兼務できる。</p> |
| P.18 | A | <p>アカデミーチームコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準 P.18の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> |
| P.19 | A | <p>安全・警備組織：警備員</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 基準P. 19(2)が満たされていないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき |
| P. 20 | A | <p>権利と義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準L. 04および基準L. 05に対する提出書類のほか、基準 P. 02から基準 P. 18に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 本基準に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJ 1・J 2ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。 (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を報告するものとする。 |
| P. 21 | A | <p>ライセンス申請文書提出後の変更通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>各基準に定める書類の提出締切日から、J 1・J 2ライセンス等の交付決定日までの間に、基準P. 21に該当する変更があった場合には、その旨をC L Aに報告する。</p> <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がJ 1・J 2ライセンス等の交付 |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨を F I B に報告する。</p> <p>(2) F I B は前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対する J 1 ・ J 2 ライセンス等の交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者の J 1 ・ J 2 ライセンス等の交付に対する判定を行うことができる。</p> |
| P. 22 | A | <p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準P. 22に該当する変更があった場合には、その旨を C L A に報告する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) J リーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) J リーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) J リーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対する J 1 ・ J 2 ライセンス等の判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨を F I B に報告する。</p> <p>(2) F I B は前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対する J 1 ・ J 2 ライセンス等の判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者の J 1 ・ J 2 ライセンス等の取</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | り消しに関する判定を行うことができる。 |
| P. 23 | B | <p>リーガルアドバイザー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 基準P. 23(2)が満たされていないことが判明したとき</p> <p>③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> |
| P. 24 | B | <p>テクニカルダイレクター</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該テクニカルダイレクターが基準 P. 24の内容を満たす経歴を保持しているか、また、指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | 当該テクニカルダイレクターが要件を満たさないことが明らか な場合は、本基準は満たさないものとする。 |
| P. 25 | B | <p>トップチームのゴールキーパーコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限 基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のため に個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該トップチームのゴールキーパーコーチが 基準 P.25の内容を満たす指導者資格保有者であるか否か を審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から 提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセン ス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該トップチームのゴールキーパーコーチが有資格者で ないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとし る</p> |
| P. 26 | B | <p>トップチームのフィットネスコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限 基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のため に個別に提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該トップチームのフィットネスコーチが基 準 P.26の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを 審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から 提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセン ス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該トップチームのフィットネスコーチが有資格者でな いことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする</p> |

2-4〔法務基準の運用細則〕

交付規則第35条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

| 基準 番号 | 等級 | 項目と運用細則 |
|----------|----|---|
| L.01 | A | <p>AFCクラブ競技会出場への宣言書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式L-01をCLAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式 L-01を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、J1・J2ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> |
| L.02 | A | <p>クラブの登記情報</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は基準 L.02および書式L-01に定める書類をCLAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>2. 審査</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 L. 02に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJ1・J2ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式L-02)を提出すれば足りるものとする。</p> |
| L. 03 | A | <p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準L.01と同じ提出書類および期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 L. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 L. 01の判定に包含する。</p> |
| L. 04 | A | <p>グループの法的構造および最終的支配当事者</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式L-04「グループの法的構造および最終的支配当事者」をC L Aに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日(A F Cライセンスにおいては3月31</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>日)とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-04を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式L-04を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-04に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> |
| L.05 | A | <p>プロ選手との書面による契約</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて（以下「契約関係書類」という）の写しを、登録選手全員分提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期日は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 契約関係書類は期限までに登録選手全員分提出されたか</p> <p>② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>④ 契約関係書類に、基準L.05に定める内容が盛り込まれているか</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準L.05を満たさないものとする。</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき ③ 契約関係書類が、基準L. 05の定める内容を満たしておらず、Jリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき <p>4. 基準L. 05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Jリーグ規約第92条に基づき、Jクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをC L Aに提出しなければならない。 (2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるいはJ F AおよびJリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書（いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書）を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。 |
| L. 06 | A | <p>クラブ内の懲戒手続</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ライセンス申請者は、以下の文書類をすべて提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し ② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯する覚書の写し ③ 基準P. 02から基準P. 18に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写し (2) 前項に定める書類の提出期限はすべて6月30日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準L.06に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJ 1・J 2ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式L-06）を提出すれば足りるものとする。</p> <p>(3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がJ F AおよびJ リーグの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようにすることが望ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書面による承諾を得ることが望ましい。</p> |
| L.07 | B | <p>選手と社員のための行動規範</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準L.06と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準L.06の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準L.06の判定に包含する。</p> |

2-5〔財務基準の運用細則〕

交付規則第36条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

| 基準 番号 | 等級 | 項目と運用細則 |
|----------|----|--|
| F.01 | A | <p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F.01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをCLAに提出する。</p> <p>① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式</p> <p>イ. 事業報告（一般社団法人日本経済団体連合会が公表しているひな型の項目を記載すること）</p> <p>ロ. 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（個別注記表は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表しているひな型の項目を記載すること。また、「関連当事者との取引」の中に、「クラブに総収益の30%以上の額を提供する者」も含め、法人名称を正確に記載すること。「選手の移籍による未収金」、「グループ所属法主体及び関連者からの未収金」、「選手の移籍に関連する未払金」、「グループ所属法主体及び関連者への未払い金」も記載すること））</p> <p>② 監査法人、または公認会計士による監査報告書（J2ライセンスは、監査役又は監事の監査報告書でよい）</p> <p>③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてCLAに提出する</p> <p>イ. 別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表</p> <p>ロ. 勘定科目内訳明細書</p> <p>④ 前年度の損益実績表（Jリーグ指定書式）</p> <p>⑤ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表</p> |

- (2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。ただし、前項第2号について、ライセンス申請者が連結子会社として監査を受けている場合、または、連結納税制度を利用して納税を行っている場合にはこの限りではない。

2. 審査

Jリーグは、以下のとおり審査を行う。

- ① 年次財務諸表一式の提出を受けたC L Aが、提出物がすべて揃っているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益および前期末現在の純資産額を調査する
- ② C L Aとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、C L Aがその旨を連絡する
- ③ C L Aおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う
- ④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件を満たしていない場合は、C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないことを確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う
- ⑤ C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がJ 1・J 2ライセンス等の交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる

3. 判定

判定は、原則としてライセンス申請者の個別財務諸表で行うものとする。ただし、第3項第2号に該当する場合には、この限りではない。

- (1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>(2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準F.01を満たさないものとする。</p> <p>① 3期以上連続で当期純損失を計上した場合（ただし、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在の純資産残高がライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度の当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は本項目に該当しないものとみなす）。なお、本項目は、2027年のライセンス申請において2024年度決算を1期目として適用を開始するものとする。</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</p> <p>(3) 交付規則第36条第2項の関連する会社等（以下「関連する会社等」という）については以下のように取り扱う。</p> <p>① 関連する会社等とは、会社法に定める子会社のほか、事業内容、人事、資金、取引などの関係を総合的に勘案してF I Bが決定できるものとする。</p> <p>② ライセンス申請者の個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとF I Bが判断した場合には、以下の方法などで判定を行うことができるものとする。なお、判定の方法はF I Bが最も合理的な方法であると判断した方法によるものとする。</p> <p>イ. ライセンス申請者の個別財務諸表と関連する会社等の個別財務諸表との合算数値</p> <p>ロ. 連結財務諸表</p> <p>ハ. ライセンス申請者の個別財務諸表から、関連する会社等との内部取引を消去した財務諸表</p> <p>4. 基準F.01に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準F.01にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、</p> |
|--|--|--|

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>以下のいずれかにあてはまるものとする。</p> <p>① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による法定監査を受けること</p> <p>② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士または監査法人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受け、それらの報告書の提出を受けること</p> <p>③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受けること</p> |
| F.02 | A | <p>中間財務諸表（レビュー済み）</p> <p>2024年に行うJ1・J2ライセンスの申請に関しては、ライセンス申請者は中間財務諸表を提出する必要はない。AFCライセンス申請に関しては、交付規則基準F.01に該当する場合には、中間財務諸表を提出しなければならない。また、ライセンス申請者は、基準F.02に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。</p> |
| F.03 | A | <p>選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在</p> <p>1. 提出書類</p> <p>書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式L-01を提出したものの、J1・</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>Ｊ２ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F.03に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>ライセンス申請者は、移籍補償金（および連帯貢献金）、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション等、選手移籍に関して発生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続を行わなければならない。なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。</p> |
| F.04 | A | <p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在</p> <p>1. 提出書類</p> <p>書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>③ 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結、及び勤怠の管理方法、に関し、法令に照らして明らかな不備があったことが判明したとき（ただし、原則2か月以内に改善が行われた場合に</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>はこの限りではない)</p> <p>4. 基準F.04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算税の納付が必要になった場合は、基準 F.04にいう「未払金」の対象外とする。</p> <p>(2) ライセンス申請者が賃金未払いにともなう訴えを起こされた場合は、C L AおよびF I Bがその訴えの内容を別途検討し、J 1・J 2ライセンス等の交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。</p> |
| F.05 | A | <p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、クラブの代表者が印鑑登録されている代表社印が押印された書式F-05をC L Aに提出する。</p> <p>(2) 提出期限はJリーグが別途指定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式F-05は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式F-05の記載内容に遺漏がないか</p> <p>③ 本項に規定する事項が虚偽なく記載されているかどうか</p> <p>イ. C L Aに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること</p> <p>ロ. すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無</p> <p>ハ. 以前に提出された監査済み年次財務諸表またはレビュー済み中間財務諸表(該当する場合)の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か</p> <p>二. ライセンス申請者(またはライセンス申請者と契約関係にあるAFC加盟協会の登録メンバー)、またはライセンス申請者の報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12か月以内に受けているかどうか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセ</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式F-05を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 一度書式F-05を提出したライセンス申請者が、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 F-05の記載内容に対する違反行為を行ったとき</p> <p>4. 基準F. 05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準F. 05にいう「ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象」の例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらずC L Aにその内容を報告し、基準F. 05の適用について相談するようにしなければならない。</p> <p>① 好影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合 （Jリーグ規約第29条に定める手続きが別途必要となる）</p> <p>ロ. 高額の増収要因の発生</p> <p>ハ. 高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の発生</p> <p>② 悪影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の状況が甚大で、基準F. 05に定める書式の提出期限までに書式を提出することが難しい場合は、L Mは提出期限について配慮する</p> <p>ロ. 契約金額が1,000万円以上のスポンサーまたは売上先が倒産した場合、もしくは売上金の入金期限から3か月を超えても入金がない場合</p> <p>ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合</p> <p>二. 基準F. 06(2)で提出した当期の損益見込においては当期純利益を計上する見込であったが、当期純損失を計上することが見込まれる場合</p> |
|--|--|---|

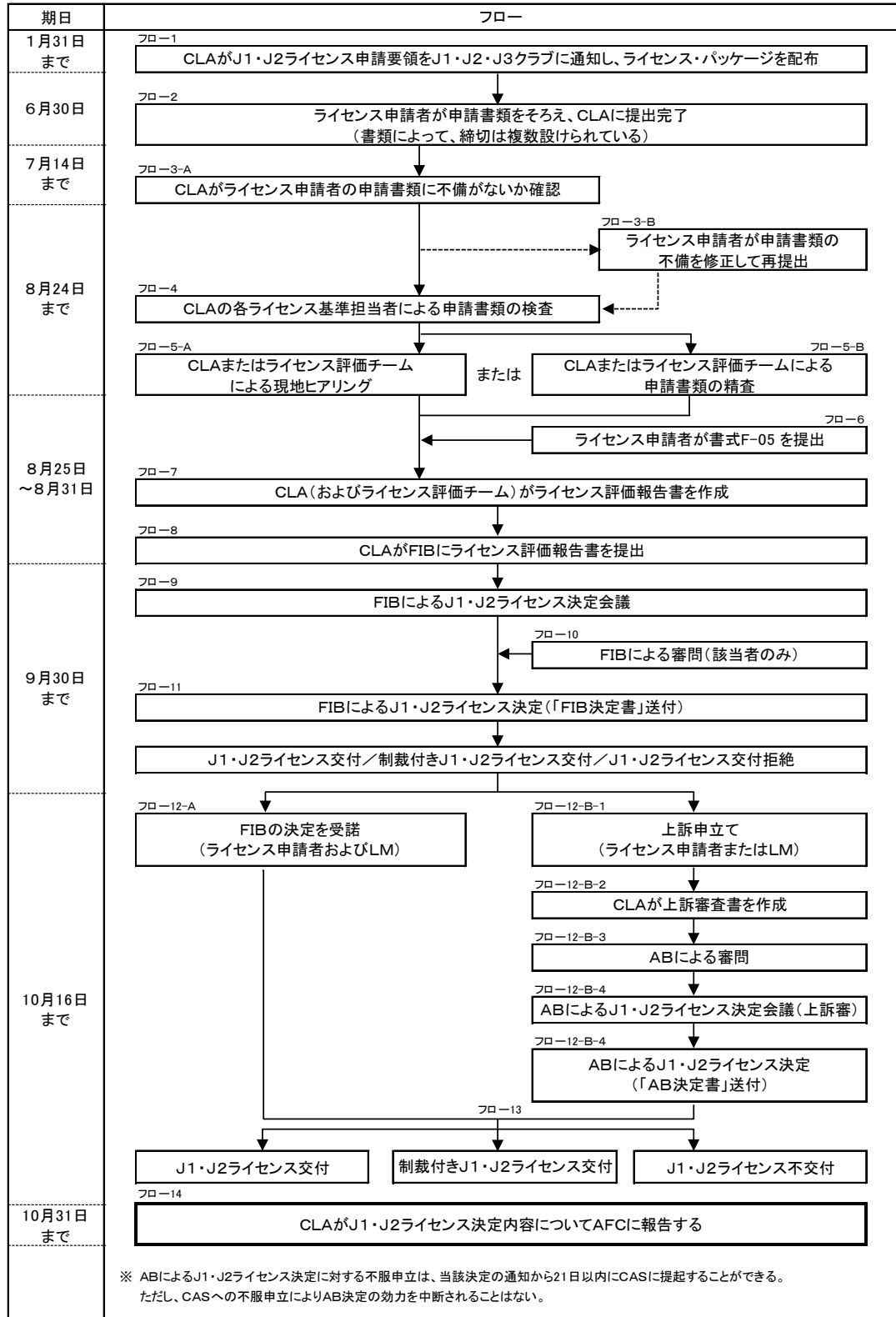
| | | |
|------|---|---|
| | | <p>ホ. 基準F.06(2)で提出した当期の損益見込から、当期純利益（損失）が30%以上下ぶれることが見込まれる場合</p> <p>③ 前各号のほか、LMがライセンス申請者に対し書式の提出を指示した事項</p> |
| F.06 | A | <p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F.06(1)については、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、LMが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。</p> <p>① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられているもの（ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい）</p> <p>② 前2号の予算書策定の前提となっているライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の損益見込</p> <p>(2) 基準F.06(2)については、以下の書類を提出する。提出期限は6月30日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。</p> <p>① 当期の損益見込（当期純利益もしくは当期純損失の金額を含むもの）</p> <p>② 当期の業績に関する対策（LMが個別に指定したクラブのみ対象とする。業績改善に向け、すでに講じた、あるいは今後講じる対策の内容を詳細に記載すること）</p> <p>(3) 基準F.01に基づき提出された年次財務諸表において、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合、および基準F.01に基づき提出された監査報告書に継続企業の前提についての追記情報がある場合については、ライセンスを申請した事業年度に開始する四半期ごとにCLAが定める期限までに、以下の書類を提出する。</p> <p>イ. 資金繰り表</p> <p>ロ. 月次試算表（貸借対照表および損益計算書）</p> <p>ハ. 損益計算書の着地見込数値</p> <p>ニ. その他補足資料（必要がある場合）</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <p>2. 審査</p> <p>Jリーグは、以下のとおり審査を行う。</p> <p>(1) 書類の提出を受けたC L Aが、提出物がすべてそろっているかを確認する。</p> <p>(2) C L A（ライセンス評価チームを含む）が提出書類をもとに、ライセンス申請者の経営の安定性に関し、ライセンス申請日の属する事業年度中または翌事業年度中において資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性について総合的な検討と分析を行う。このとき、基準F. 01に対する提出書類を基準F. 06に対する審査資料として加えることができる。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 審査において、再三の注意にもかかわらず、F I BまたはC L Aの指示に従わず、審査に協力しなかったとき</p> <p>④ 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>⑤ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F. 01に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される場合</p> <p>4. 基準F. 06に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>C L Aはヒアリング調査において、ライセンス申請者がJ 1・J 2ライセンス等の交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。</p> |
| F. 07 | A | <p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準F. 07に定められた期日までに、書式F-07「ライセンス交付後の重要な後発事象の通知書」をC L Aに提出する。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式F-07は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式F-07の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式F-07を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式F-07を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 F-07に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F.07に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準F.07にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準F.05の運用細則に準じる。</p> <p>(2) C L Aおよびライセンス評価チームは、書式F-07の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対するJ 1・J 2ライセンス等の判定に影響があると判断される場合には、その内容をF I Bに報告する。</p> <p>(3) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJ 1・J 2ライセンス等の判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJ 1・J 2ライセンス等の取り消しに関する判定を行うことができる。</p> |
| F.08 | A | <p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) Jリーグは、基準F.06に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準F.06に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、C L Aがライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は基準 F.06に定める資料の再提出を行</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>う。</p> <p>(2) 前項にいう資料再提出の締切は、LMが個別に決定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準F.06と同様の審査を行う。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準F.01の運用細則を充足する内容でないと判断される場合</p> |
|--|--|--|

3. J1・J2クラブライセンス申請フロー



J 1・J 2ライセンスの申請フローは以下とする。A F Cライセンスの申請においては、「J 1・J 2ライセンス」を「A F Cライセンス」に、日付を申請フロー図に基づき読み替え適用するものとする。

フロー 1

- (1) L Mは、1月1日から1月31日までの間に、J 1・J 2ライセンスの交付申請受付の開始を、J 1・J 2ライセンス交付申請を希望するクラブに通知する。
- (2) L Mは、前項の通知と合わせ、J 1・J 2ライセンスの交付申請に必要なライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」という）をクラブに通知する。
- (3) J 1・J 2ライセンスの交付申請を行う予定のクラブのうち、2月1日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、C L Aに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

フロー 2

- (1) J 1・J 2ライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、C L Aに提出する。
- (2) ライセンス申請者は、ライセンス申請書類を本運用細則 1-4 に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJ 1・J 2ライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に提出できない場合は、交付規則第23条第7項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め切りの延長を申請することができる。

フロー 3-A

- (1) C L Aは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したC L Aは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から2週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、L Mがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー 3-Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー 4に進む。なお、フロー 4に進むライセンス申請者に対しては、L Mは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成

および提出にあたり十分な注意を払ったとＣＬＡが評価できないような場合には、ＬＭは、その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

フロー３－Ｂ

- (1) ライセンス申請書類の不備をＬＭに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までにライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してＣＬＡに再提出する。期限までにＬＭからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あるいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があってはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

フロー４

- (1) フロー３においてライセンス申請書類が整ったことを確認したのち、ＣＬＡがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) ＣＬＡは交付規則および本運用細則に定める審査方法に従って審査を行い、その結果をまとめたうえで必要に応じライセンス評価チームに報告し、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

フロー５－Ａ

- (1) ＣＬＡはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、ＣＬＡは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) ＬＭは当該ライセンス申請者に対し、ＣＬＡまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を事前に通知しなければならない。当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) ＣＬＡまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として８月２４日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、原則としてＬＭがライセンス評価チームメンバーの中から３名程度の班を編成して行う。また、ＬＭは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をＣＬＡの中から指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) ＣＬＡまたはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿って責任を持って行われなければならない。ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。

- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJ1・J2ライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJ1・J2ライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、CLAまたはライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (8) 前項においてCLAまたはライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、J1・J2ライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (9) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー5-B

- (1) CLAはライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) CLAまたはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として8月24日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、LMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAのなかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー5-Aに定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由をLMに説明し、LMの承認を得たうえで、フロー5-Aに審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJ1・J2ライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJ1・J2ライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、J1・J2ライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー6

- (1) ライセンス申請者は、8月25日から31日の間に書式F-05をC L Aに提出する。ただし、交付規則第36条基準F.05に該当する事象が発生した場合には、書式 F-05に当該事象の具体的な内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにC L Aに提出しなければならない。
- (2) C L Aは、ライセンス申請者から提出された書式F-05の内容を検査する。C L Aは交付規則の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー5における調査結果と、書式 F-05の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
 - ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、J 1・J 2ライセンス交付判定に影響を及ぼす程度に変化しているか
 - ② 交付規則F.05に該当するとして書式F-05に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
 - ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) C L Aは、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー7にいう「ライセンス評価報告書」に盛り込み、F I Bに提出する。

フロー7

- (1) フロー4からフロー6までの調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L Aは共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者はC L Aとし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書は以下の項目から構成される。
 - ① ライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンスを交付することが適当か否か
 - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- (4) 前項の内容に加え、ライセンス報告書には、必要に応じ、以下の項目を含むことができる。
 - ① 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
 - ② 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
 - ③ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見および注意事項
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
 - ⑤ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (5) ライセンス申請者は、C L Aに対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求することができ、かかる場合、C L Aは直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

フロー8

- (1) C L Aは、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも9月5日までにF I Bに提出のうえ、F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。

(2) F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

フロー9

(1) F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として9月1日から9月26日までの間に設定されるものとする。

(2) F I BはJ 1・J 2ライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。

- ① ライセンス申請者にJ 1・J 2ライセンスを交付するか否か
- ② B等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンスの交付に付帯して制裁を科するか、また、科す場合にはその内容
- ③ J 1・J 2ライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容

(3) J 1・J 2ライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。

- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
- ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
- ③ その他、F I BがJ 1・J 2ライセンス交付判定に必要と判断した資料

(4) C L Aは、必要に応じ、J 1・J 2ライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べることができる。

(5) F I Bは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、C L A職員立ち会いのもと、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明を受けることができる。

フロー10

F I BがJ 1・J 2ライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、L Mおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー11

(1) J 1・J 2ライセンス決定会議の結果、F I Bはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、当該ライセンス申請者に内示したうえ、交付規則第25条第1項に基づき、9月30日までに文書（「F I B決定書」）にて通知する。F I Bは、J 1・J 2ライセンスの交付に合わせて是正指導を行うことができる。

- ① J 1・J 2ライセンスを交付する
- ② J 1・J 2ライセンスを交付し、あわせてB等級未充足に対する制裁を科す
- ③ J 1・J 2ライセンスの交付を拒絶する

(2) F I B決定書を受領したライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より7日以内に以

下のいずれかを選択する。

- ① F I Bの決定を応諾する（フロー12-Aに進む）
 - ② A Bに上訴する（フロー12-B-1に進む）
- (3) ライセンス申請者に対してJ 1・J 2ライセンスを交付する旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日より7日以内にA Bに上訴することができる（フロー12-B-1に進む）。

フロー12-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より7日以内にその旨を文書にてC L Aに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がC L Aに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者がF I B決定書を受領した日より7日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者またはLMは、「上訴申立書」をF I B決定書を受領した日より7日以内にC L Aに提出する。上訴人がライセンス申請者の場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円(税抜)をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJ 1・J 2ライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

フロー12-B-2

上訴申立書提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、10月9日までにLM（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（LMが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書およびF I B決定時までに提出された証拠とともに送付する。

フロー12-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は10月16日までに開催されるものとし、審問期日においては、A Bは上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー12-B-4

- (1) A BによるJ 1・J 2ライセンス決定会議を開催する。開催日は10月1日から10月16日までの間に設定されるものし、交付規則第26条第3項に従い、10月16日までに当該上訴審の結論（A Bによる決定）が出されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① F I B決定書
 - ② F I Bに提出されたライセンス申請書類
 - ③ A Bに提出された上訴申立書
 - ④ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bでの判定に用いられた資料
- (3) C L Aは、必要に応じ、J 1・J 2ライセンス決定会議に出席し、所見を述べることができる。
- (4) A Bは、J 1・J 2ライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、10月16日までに上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。
 - ① F I Bの決定を支持する
 - ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

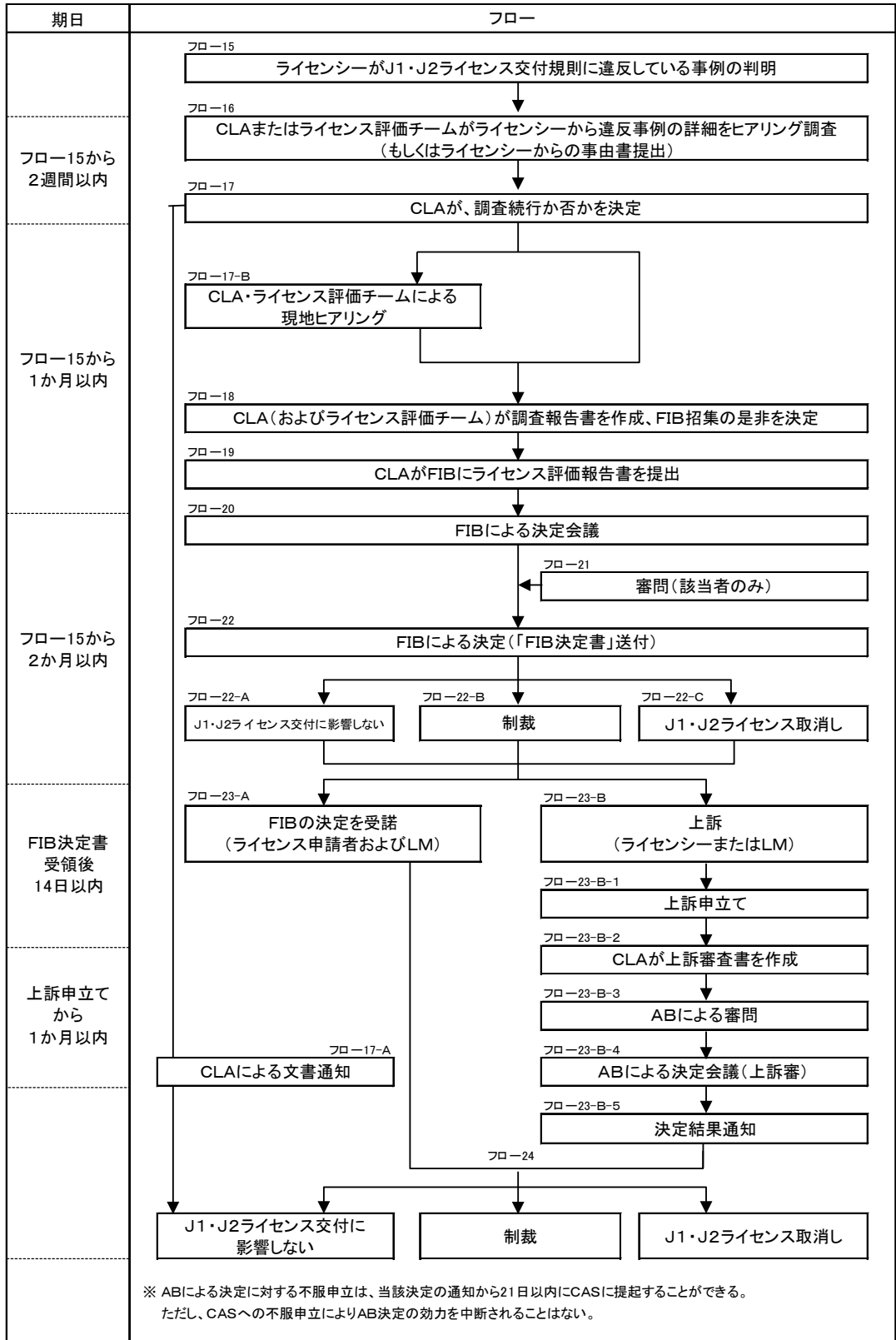
フロー13

- (1) F I Bがライセンス申請者に対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、F I B決定書は9月30日まで、A B決定書は10月16日までに発送する。
- (2) F I B決定書またはA B決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J 1・J 2ライセンスの交付が受けられないこととなったライセンス申請者の取扱いは、理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

フロー14

C L Aは、J 1・J 2ライセンス交付が決定したクラブを理事会に報告のうえ、J F Aを通じて原則として10月31日までにA F Cに通知する。

J1・J2クラブライセンス 交付後の違反事例に対する審査フロー



フロー15

ライセンシーが、交付規則第 22 条第 3 項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、C L A は当該事態を調査のうえ、F I B に決定を求めることができる。

フロー16

- (1) C L A はライセンシーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査を行う。ヒアリング調査に代えて、ライセンシーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) C L A は前項にいうライセンシーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

フロー17

フロー16 の調査の後、C L A が当該ライセンシーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触せず、J 1 ・ J 2 ライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知する（フロー17-A）。
- ② 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、J 1 ・ J 2 ライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知のうえ、F I B に決定を求めるための調査を続行する（フロー17-Bに進む）。

フロー17-B

- (1) C L A はライセンシーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンシーに対する J 1 ・ J 2 ライセンス交付継続の影響について調査する。なお、C L A は当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。L M は当該ライセンシーに対し、C L A またはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならない。当該ライセンシーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー15にいう事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査は C L A およびライセンス評価チーム構成員のなかから L M が指名したものが行う。
- (4) C L A またはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に基づき、責任を持って行われなければならない。

フロー18

- (1) フロー16およびフロー17-Bによる調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L A が共同でライセンシーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者はC L A とし、ライセンス評

価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。

- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して1か月以内に作成する。
- (3) C L Aの調査報告書には以下の内容が含まれる。
 - ① 当該ライセンサーがJ 1・J 2ライセンスを保有し続けることが適切か否か
 - ② 当該ライセンサーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
- (4) C L Aは、ライセンサーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンサーは、調査報告書の内容をライセンサー以外の第三者には一切開示してはならない。

フロー19

- (1) C L Aは、フロー18における調査報告書を、フロー15にいう事態が明らかになった日から1か月以内にF I Bに提出のうえ、F I Bにおける決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。
- (2) F I Bにおける判定会議は、チェアマンが招集する。

フロー20

- (1) F I Bにおける決定会議を開催する。当該決定会議はフロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して2か月以内に完了するものとする。
- (2) F I Bは決定会議において、以下の各項目について判定を行う。
 - ① ライセンサーがJ 1・J 2ライセンスを保有し続けることの是非
 - ② J 1・J 2ライセンスの保有は認めるが制裁を科す場合は、その制裁内容
 - ③ J 1・J 2ライセンスの保有は認めるが是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① ライセンサーが提出した事由書
 - ② フロー18における調査報告書
 - ③ J 1・J 2ライセンス交付手続において提出された一切の資料
 - ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bが判定に必要と判断した資料
- (4) C L Aの職員は、F I Bの求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンサーに対する所見を述べることができる。

フロー21

F I BがJ 1・J 2ライセンスの取消または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、

当該ライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、LMおよびライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー22

- (1) F I Bによる決定会議の結果、F I Bはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー15にいう事態が明らかになった日から2か月以内にクラブに文書(「F I B決定書」)にて通知する。
 - ① J 1・J 2ライセンスの保有に問題はない、またはJ 1・J 2ライセンスの保有に問題はないが、付帯して是正指導を行う(フロー22-A)
 - ② J 1・J 2ライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す(フロー22-B)
 - ③ J 1・J 2ライセンスの交付を取り消す(フロー22-C)
- (2) F I B決定書を受領したライセンシーは、受領日から2週間以内に以下のいずれかを選択する。
 - ① F I Bの決定を応諾する(フロー23-Aに進む)
 - ② ABに上訴する(フロー23-Bに進む)
- (3) J 1・J 2ライセンスの保有を認める旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日から2週間以内にABに上訴することができる(フロー23-Bに進む)。

フロー23-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンシーは、F I B決定書を受領日から2週間以内にその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンシーは、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがF I B決定書を受領日より2週間以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー23-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」を、F I B決定書を受領日から2週間以内にCLAに提出する。上訴人がライセンシーの場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円(税抜)をJリーグに支払う。
- (2) CLAは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにABに提出のうえ、ABにおけるJ 1・J 2ライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLAの職員は、審問に出席し、ABの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることで

きる。

フロー23-B-2

上訴申立書の提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から1週間以内にL M（ライセンシーが上訴した場合）またはライセンシー（L Mが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書およびF I B決定時まで提出された証拠とともに送付する。

フロー23-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から3週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、A Bは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー23-B-4

- (1) A Bによる決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から1か月以内に設定されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① F I B決定書
 - ② F I Bに提出されたライセンス申請書類
 - ③ A Bに提出された上訴申立書
 - ④ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bでの判定に用いられた資料

フロー23-B-5

A Bは、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から1週間以内に上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。

- ① F I Bの決定を支持する
- ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

フロー24

- (1) F I Bがライセンシーに対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から1週間以内に発送する。
- (2) F I BまたはA Bより是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンシーは、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J 1・J 2ライセンスの交付が取り消されることとなったライセンシーの取扱いは、理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容

に従い処分を受ける。

4. F I Bの審査手続

4-1 [F I Bパネルの組成]

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当する F I Bパネルの議長および構成員を選任するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当する F I Bパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

4-2 [F I B構成員の公正・独立]

- (1) F I B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) F I Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) F I B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

4-3 [F I B構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の公正性または独立性を疑うに足る相当な理由があるときは、そのF I B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをF I Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーはただちに、新たなF I B構成員を選任する。

4-4 [F I B構成員の補充]

F I B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなF I B構成員を選任する。

4-5〔審問〕

- (1) F I Bが、J 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しあるいは制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。
- (2) F I Bは、L Mおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L MおよびC L Aが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (4) 審問は、F I Bの議長の指揮の下に行う。F I Bは、充足しないおそれがあるとF I Bが考えるライセンス基準に関して、ライセンス申請者またはライセンシーに対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をF I Bに提出する。

4-6〔責問権の放棄〕

ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、F I Bの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

5. A Bの審査手続

5-1〔上訴の申立て〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、F I Bの決定を不服として上訴するときは、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書をA Bに提出するものとする。
 - ① 上訴人の名称および住所
 - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
 - ③ 上訴の趣旨
 - ④ 上訴の理由
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが代理人によって上訴申立てを行う場合には、代理人は、上訴申立書とともに委任状をA Bに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンシーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円(税抜)を、申立ての日から5日以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンシー

の負担とする。

5-2 [提出部数]

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

5-3 [上訴申立ての取下げ]

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でFIBの決定が確定するものとする。

5-4 [ABパネルの組成]

チェアマンは、上訴がなされたときは、ただちに当該上訴の審査を担当するABパネルの議長及び構成員を選任するものとする。ABパネルは1名の議長及び2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。

5-5 [AB構成員の公正・独立]

- (1) AB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) ABパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) AB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

5-6 [AB構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、AB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのAB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、AB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをABおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。

5-7 [AB構成員の補充]

A B 構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たな A B 構成員を選任する。

5-8 [審問]

- (1) A B は、L M およびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも 1 週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L M および C L A が立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、A B の議長の指揮の下に行う。A B は、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状を A B に提出する。

5-9 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンシーまたは L M が、A B の審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

6. 雑則

6-1 [守秘義務]

J リーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A B の関係者は、J 1・J 2 ライセンス等の申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくして一切第三者に開示してはならない。ただし、J F A に開示する場合および交付規則第 7 条に定める A F C によるコンプライアンス監査により、A F C から資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

6-2 [資料保管義務]

保管すべき資料の定義および保管方法については、別途定める J 1・J 2 クラブライセンス関連資料保管規程に従うこととする。

6-3 [年次レビューミーティングの実施]

年次レビューミーティングの実施については、別途定める年次レビューミーティング規程に従うこととする。

6-4 [J1・J2クラブライセンス制度への意見]

J1・J2クラブライセンス制度への意見については、別途定める意見処理規程に従うこととする。

6-5 [本運用細則に定めのない事項]

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。
- (2) AFCクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則または本運用細則に規定されていない事項についてAFCが決定を下すことがある。この場合、Jリーグの決定にAFCの決定が優先する。
- (3) AFCが交付規則およびAFC規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段でJリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

6-6 [交付規則との優劣]

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第7条に定めるJ1・J2ライセンス等の審査上の基準と等級を充足しているか否かの判定については、本運用細則2.に定めるところに従う。

6-7 [改正]

本運用細則の改正は、理事会の承認により、これを行う。

6-8 [附則]

本運用細則は2012（平成24）年2月21日から施行する。

[改正]

2013年1月22日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年11月26日

2018年11月20日

2019年11月18日

2021年1月1日

2022年1月1日

2023年1月1日

2024年1月1日

2025年 1月 1日